

## 平成20年度第1回鎌ヶ谷市防災会議 会議録

1 日 時 平成20年8月25日(月) 午後3時～午後3時30分

2 場 所 市役所6階 第1・第2委員会室

3 出席者

(1) 出席委員

清水聖士会長、山崎重光委員(代:森田宏美)、  
近藤勝委員(代:海老原政秀)、高地刀志行委員、山田雅義委員、  
山岡健造委員(代:東条英雄)、渋谷定重委員、中台茂委員、  
吉村和久委員、野中芳勝委員、川西八郎委員、松原正一委員、  
伊藤努委員、菅谷敏夫委員、前島芳夫委員、  
佐々木亨委員(代:藤田正樹)、須釜猛委員、  
鹿島洋一郎委員(代:浅見貴一)、寺本一郎委員、山口元一委員、  
渥美晴久委員(代:田尾正樹)、石川喜代次委員(代:渡辺清隆)、  
永井秀哉委員、川崎幸子委員

(2) 欠席委員

戸村文男委員、北村眞一委員、三橋幸夫委員、畑徹委員、

(3) 事務局

青木市民生活部長、稲生市民生活部次長、佐々木安全対策課長、  
中島安全対策課長補佐、佐藤安全対策課副主幹、  
丸山安全対策課主任主事

4 傍聴者 0名

5 議 題

平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針について

6 報告事項

平成20年度鎌ヶ谷市組織改正後の防災体制について

7 会議の概要

始めに、鎌ヶ谷市防災会議委員の紹介が行われ、鎌ヶ谷市防災会議条例により、会長が議長となり、平成20年度第1回鎌ヶ谷市防災会議の開会を宣言した。次に、本日の会議録署名人は、伊藤努委員、菅谷敏夫委員にお願いすることとし、議題の審議に入った。

(1) 議題

ア 平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針について

議長より、市防災会議条例に基づき、市地域防災計画に定める総合防災訓練について、効果的な訓練を実施していくため、防災会議の議題とする旨の説明があり、訓練の概要について、事務局の説明を求めた。

イ 事務局の説明

事務局より、資料1「平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針」を基に、訓練の概要について説明した。

ウ 平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練についての決定事項

事務局の説明後、平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練について、委員に意見等を求めたが、特に意見等はなく、平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練については、平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針どおり進めていくことに決定した。

なお、訓練内容の詳細については、今後、各関係機関と調整していくこととした。

(2) 報告事項

平成20年度鎌ヶ谷市組織改正後の防災体制について

事務局より、平成20年度鎌ヶ谷市組織改正後の防災体制について、平成19年度の市長事務部局の組織は、市長公室、総務部、市民部、保健福祉部、土木部、都市部の6部体制としていたが、平成20年度からは4部体制にし、併せて各部に属する課の数も削減した。また、同時に教育委員会の生涯学習部内の組織も改正し、それに応じ、市の防災体制について修正した旨の報告があった。

8 配付資料

- (1) 会議次第
- (2) 資料1 平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針
- (3) 資料2 鎌ヶ谷市防災会議条例
- (4) 資料3 鎌ヶ谷市防災会議委員名簿
- (5) 資料4 過年度総合防災訓練参加者集計表
- (6) 資料5 平成20年度鎌ヶ谷市災害対策本部組織図等

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成20年 9 月10日

署名人 伊藤 努

署名人 菅谷 敏夫

## 平成20年度第1回鎌ヶ谷市防災会議

日 時 平成20年8月25日(月) 午後3時から  
場 所 市役所6階 第1・第2委員会室

### 次 第

1 開 会

2 議 題

平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針について

3 報 告 事 項

平成20年度鎌ヶ谷市組織改正後の防災体制について

4 閉 会

# 平成20年度鎌ヶ谷市総合防災訓練実施方針

## 1 訓練の目的

この訓練は、災害対策基本法、鎌ヶ谷市地域防災計画の円滑な運用に資するため、発生の切迫性が高まっている首都直下の地震、東海地震による大規模災害等に係る訓練を実施し、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに、市民、防災関係機関、行政機関が相互に緊密な連携の強化を図ることを目的とします。

## 2 実施方針

大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおき、実践的な訓練項目を取り入れるとともに、主体的な訓練参加により応急対策活動の充実強化及び住民等の自主防災意識の向上、連帯意識の醸成が図られる訓練を実施します。

また、災害時要援護者に対する訓練も実施します。

### (1) 想定地震と訓練

#### ア 東海地震 予知対応型訓練

地域防災計画「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」に基づき、東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたことを想定した災害警戒本部設置・審議訓練、災害対策本部設置・審議訓練等を実施します。

#### イ 首都直下における地震 発災対応型訓練

地域防災計画第2章・災害予防計画第5節に基づき、首都直下地震を想定しますが、震災時においては発災後の時間経過とともに、対策も変化していくこととなります。

そこで、今回は地域防災計画・震災対策編の初動期事務分掌のうち「地震発生直後」に焦点を絞った訓練を実施します。（特に被害の大きい地域を、市東部地域と想定し、その対策にあたるため、鎌ヶ谷市立第二中学校に「現地災害対策本部」を設置し、訓練を実施します。）

### (2) 実施概要

#### ア 建物、道路、ライフライン等の被害を想定した訓練

#### イ 都市の過密化、土地の高度利用により多様化する都市災害等に対応した訓練

#### ウ 発災時に活躍が期待される自主防災組織等の参加を得た初期対応訓練

#### エ 住民、事業所等の参加のもと防災行動力の育成を目指した訓練

#### オ 発災時における初動体制を再確認するための非常参集訓練や本部設置等の訓練

#### カ 災害地域からの住民の避難、誘導、救出、救護訓練

### (3) 防災意識の普及・啓発

災害に対する正しい知識の普及、自主防災意識の徹底、地域や家庭の安全点検確認等を通じ、発災時の適切な判断力・的確な行動力の育成、連帯意識の醸成を目指した啓発を図る。

## 3 実施日時

平成20年9月28日（日） 午前8時30分から正午まで

## 4 実施場所及び訓練時間

### (1) 東海地震 予知対応型訓練【職員による訓練】

- ア 実施場所 鎌ヶ谷市役所 303会議室及び市長応接室
- イ 訓練時間 午前8時30分から午前9時まで

### (2) 首都直下における地震 発災対応型訓練

- ア 実施場所 鎌ヶ谷市立第二中学校
- イ 訓練時間 午前9時30分から正午まで

## 5 訓練の中止について

### (1) 中止の決定時期

総合防災訓練当日の午前6時30分までに、次の中止基準のいずれかに該当する場合に訓練の中止を決定します。ただし、訓練実施日前の設営段階でも中止を決定する場合があります。

### (2) 中止の基準

- ア 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあると判断した場合

イ 千葉県北西部（東葛飾）に気象警報が発表された場合、又は発表が予想される場合

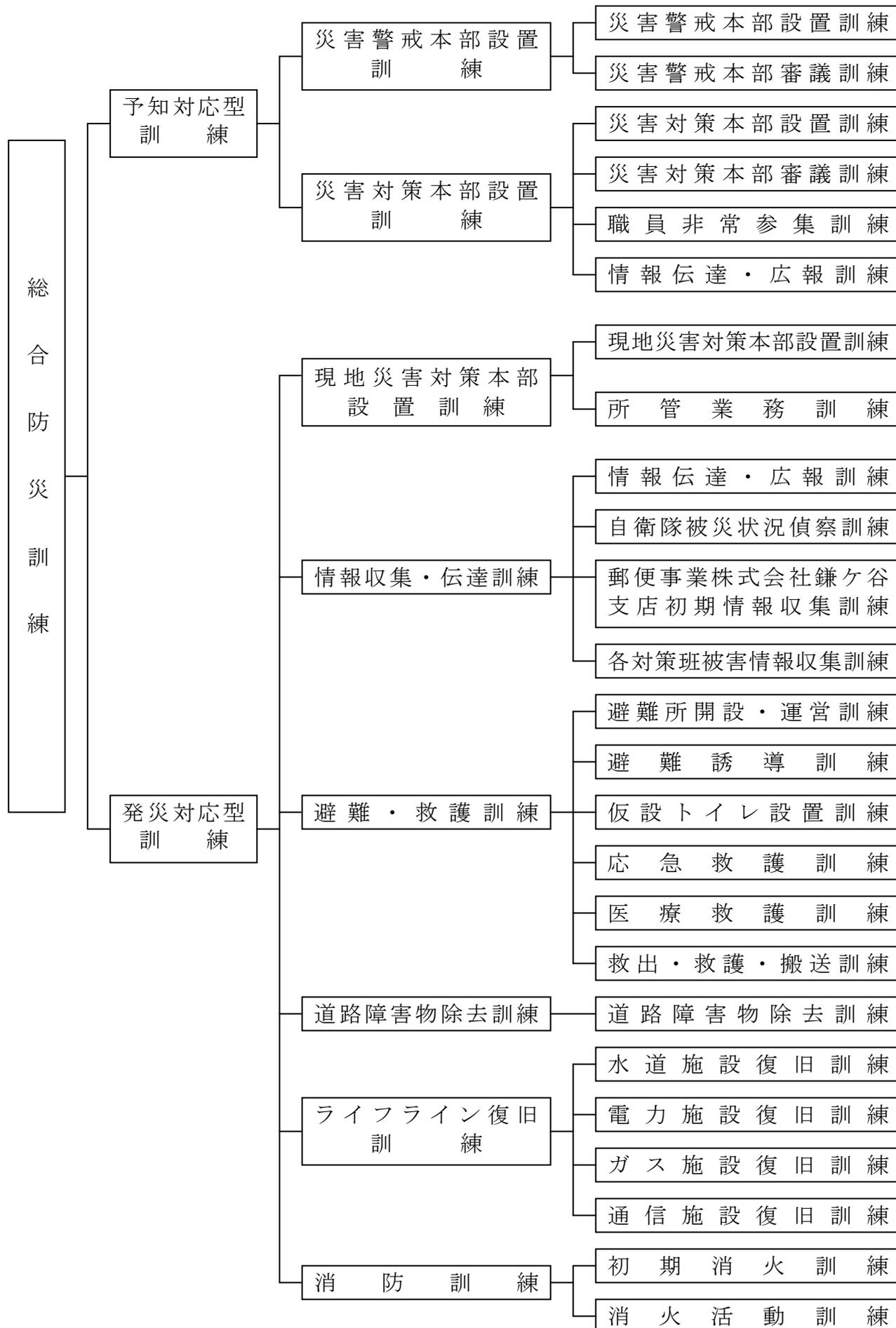
ウ 雨天の場合、本部長と施設管理者で協議し、会場が降雨等によりその後の本来の機能及び原状回復に多大な影響を及ぼす、又はそのおそれがあると判断した場合

## 6 参加機関及び協力団体

- (1) 陸上自衛隊需品学校
- (2) 海上自衛隊第21航空群・下総教育航空群
- (3) 千葉県水道局
- (4) 鎌ヶ谷警察署
- (5) 郵便事業株式会社鎌ヶ谷支店
- (6) 株式会社NTT 東日本
- (7) 東京電力株式会社
- (8) 京葉ガス株式会社
- (9) 社団法人鎌ヶ谷市医師会
- (10) 社団法人船橋歯科医師会
- (11) 社団法人船橋薬剤師会
- (12) 社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部
- (13) 鎌ヶ谷市建設業協会
- (14) 鎌ヶ谷市赤十字奉仕団-
- (15) 鎌ヶ谷市消防団
- (16) 鎌ヶ谷市婦人防火クラブ
- (17) 鎌ヶ谷市自治会連合協議会
- (18) 地元自主防災組織

(順不同)

7 訓練の体系



## 8 訓練の内容

訓練の種類		訓練項目	訓練の内容
予知対応型訓練	災害警戒本部設置訓練	災害警戒本部設置訓練	東海地震注意情報を受理し、災害警戒本部を設置する。
		災害警戒本部審議訓練	情報収集、連絡を中心とした審議を行う。
	災害対策本部設置訓練	災害対策本部設置訓練	東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたことにより災害対策本部を設置する。
		災害対策本部審議訓練	災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針を決定し、その対応措置を推進する。
		職員非常参集訓練	職員に非常配備体制の動員指令を行い、職員はあらかじめ定められた部署に参集する。
		情報伝達・広報訓練	各種の伝達・広報手段により警戒宣言が発せられたことを知らせる。
発災対応型訓練	現地災害対策本部設置訓練	現地災害対策本部設置訓練	首都直下における地震の発生により現地災害対策本部を設置し、所定業務を行う。
		所管業務訓練	本部等の所掌事務にかかわる事項について、防災業務を推進する。
	情報収集・伝達訓練	情報伝達・広報訓練	住民に対し、防災行政無線・広報車等により地震情報、被害情報等の正しい情報を知らせる。
		自衛隊被災状況偵察訓練	初期被害情報の収集を行う。 海上自衛隊第21航空群・下総教育航空群 ※ヘリコプターによる被害状況の偵察
		郵便事業株式会社鎌ヶ谷支店初期情報収集訓練	初期被害情報の収集を行う。 郵便事業株式会社鎌ヶ谷支店 ※郵便事業株式会社鎌ヶ谷支店による被害状況の確認・報告
		各対策班被害情報収集訓練	初期被害情報の収集を行う。 各対策班 ※各対策班による被害状況の確認・報告

# 資料 1

訓練の種類		訓練項目	訓練の内容
発 災 対 応 型 訓 練	避難・救護訓練	避難所開設・運営訓練	避難所を開設し、被災者の収容、人員の確保を行うとともに、給食・給水等の避難所運営に必要な措置を行う。
		避難誘導訓練	危険が切迫している地域の住民等に対し、避難路を確保するとともに、安全な場所に避難誘導する。
		仮設トイレの設置訓練	避難所に仮設トイレを設置する。
		応急救護訓練	負傷者に対して、応急手当を行う。
		医療救護訓練	応急救護所を設置し、負傷者に対して、医療救護活動を行う。
		救出・救護・搬送訓練	負傷者を救出・救護し搬送する。
	道路障害物除去訓練	道路障害物除去訓練	道路障害物を除去し、バリケードによる道路封鎖を行い、安全を確保する。
	ライフライン復旧訓練	水道施設復旧訓練	水道施設の点検を行うとともに、給水車等を使用した応急対策及び配水管施設等の応急復旧により、飲料水の供給を行う。
		電力施設復旧訓練	電力通信施設の点検を行うとともに、電源車等を使用した応急対策及び電柱、送電施設等の応急復旧により、電力の供給を行う。
		ガス施設復旧訓練	ガス施設の点検を行うとともに、埋設ガス管施設等の応急復旧によりガスの供給を行う。
		通信施設復旧訓練	通信施設の点検を行うとともに、移動無線車等を使用した応急対策及び電話柱、通信ケーブル施設等の応急復旧により、通信の確保を行う。
	消防活動訓練	初期消火訓練	婦人防火クラブ等が消火器等を使用し、初期消火をする。
消火活動訓練		消防機関が発生した火災を消火する。	

## 鎌ヶ谷市防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、鎌ヶ谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鎌ヶ谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 鎌ヶ谷市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることがことができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから、市長が任命する。

## 資料 2

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則 (昭和41年11月21日条例第38号)

この条例は、交付の日から施行する。

附 則 (昭和46年8月31日条例第34号)

1 この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

2 この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年9月28日条例第21号)

この条例は、交付の日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 鎌ヶ谷市防災会議委員名簿

H20. 8 現在

区分	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱年月日
会長	鎌ヶ谷市	市 長	清 水 聖 士	14.7.29
1号	関東農政局千葉農政事務所	食糧部長	山 崎 重 光	19.4.1
2号	千葉県東葛飾県民センター	所 長	近 藤 勝	20.4.1
	千葉県習志野健康福祉センター	センター長	高 地 刀 志 行	19.4.1
	千葉県東葛飾地域整備センター	所 長	山 田 雅 義	20.4.1
	千葉県水道局船橋水道事務所	所 長	戸 村 文 男	19.4.1
3号	千葉県鎌ヶ谷警察署	署 長	山 岡 健 造	19.2.13
4号	鎌ヶ谷市	副市長	渋谷 定 重	19.4.1
		会計管理者	中 台 茂	20.4.1
		総務企画部長	北 村 眞 一	20.4.1
		健康福祉部長	吉 村 和 久	20.4.1
		都市建設部長	野 中 芳 勝	20.4.1
5号	鎌ヶ谷市教育委員会	教 育 長	川 西 八 郎	18.4.1
6号	鎌ヶ谷市消防本部	消 防 長	松 原 正 一	18.4.1
	鎌ヶ谷市消防団	団 長	三 橋 幸 夫	19.4.1
7号	東京電力(株)京葉支社	副支社長	伊 藤 努	20.7.1~21.4.30
	(株)NTT 東日本-千葉京葉営業支店	支 店 長	菅 谷 敏 夫	20.4.1~21.4.30
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅	駅 長	前 島 芳 夫	19.4.1~21.3.31
	新京成電鉄株式会社総務人事部総務課	総務課長	佐々木 亨	20.6.26~21.4.30
	北総鉄道株式会社運輸部業務管理課	課 長	須 釜 猛	19.4.1~21.3.31
	京葉瓦斯(株)導管部保安指令センター船橋	所 長	鹿 島 洋 一 郎	19.4.1~21.3.31
	社団法人鎌ヶ谷市医師会	顧 問	畑 徹	20.4.1~22.3.31
	社団法人船橋歯科医師会地域歯科委員会	委 員 長	寺 本 一 郎	19.4.1~21.3.31
	社団法人船橋薬剤師会		山 口 元 一	19.4.1~21.3.31
8号	陸上自衛隊需品学校	需品学校長	渥 美 晴 久	19.12.3~21.3.26
	海上自衛隊下総教育航空群	司 令	石 川 喜 代 次	20.8.1~21.3.31
	鎌ヶ谷市建設業協会	会 長	永 井 秀 哉	20.4.1~22.3.31
	鎌ヶ谷市赤十字奉仕団	委 員 長	川 崎 幸 子	19.4.1~21.3.31

## 過年度 総合防災訓練参加者集計票

参加団体	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
鎌ヶ谷市	102	106	113	112
消防本部・署・消防団	101	103	107	103
陸上自衛隊松戸駐屯地	11	8	7	10
海上自衛隊下総教育航空群	7	1	5	5
鎌ヶ谷市医師会	5	5	5	5
船橋歯科医師会	1	1	1	1
千葉県接骨師会船橋鎌ヶ谷支部	1	1	1	1
船橋薬剤師会	2	2	2	1
鎌ヶ谷警察署	10	8	8	10
鎌ヶ谷郵便局	6	7	15	6
鎌ヶ谷市赤十字奉仕団	37	33	37	37
千葉県水道局船橋水道事務所	7	7	7	7
鎌ヶ谷市建設業協会	38	30	25	30
京葉ガス(株)	4	5	4	5
東京電力(株)	8	8	9	5
東日本電信電話(株)	4	4	4	4
鎌ヶ谷市婦人防火クラブ	19	15	19	16
<b>小計(防災関係機関)</b>	<b>160</b>	<b>135</b>	<b>149</b>	<b>143</b>
訓練参加者住民	392	169	141	268
避難場所参加住民	160	52	104	174
招待者(県議会議員)	2	2	2	1
招待者(市議会議員)	16	14	12	14
招待者(防災会議)	17	14	25	14
招待者(防災関係機関)	10	8	16	18
招待者(自治会連合協議会)	11	10	12	17
<b>小計(招待者)</b>	<b>56</b>	<b>48</b>	<b>67</b>	<b>64</b>
<b>合計</b>	<b>971</b>	<b>613</b>	<b>681</b>	<b>864</b>

※ 平成19年度の総合防災訓練は、雨天により中止。

## 平成20年度鎌ヶ谷市災害対策本部組織図等

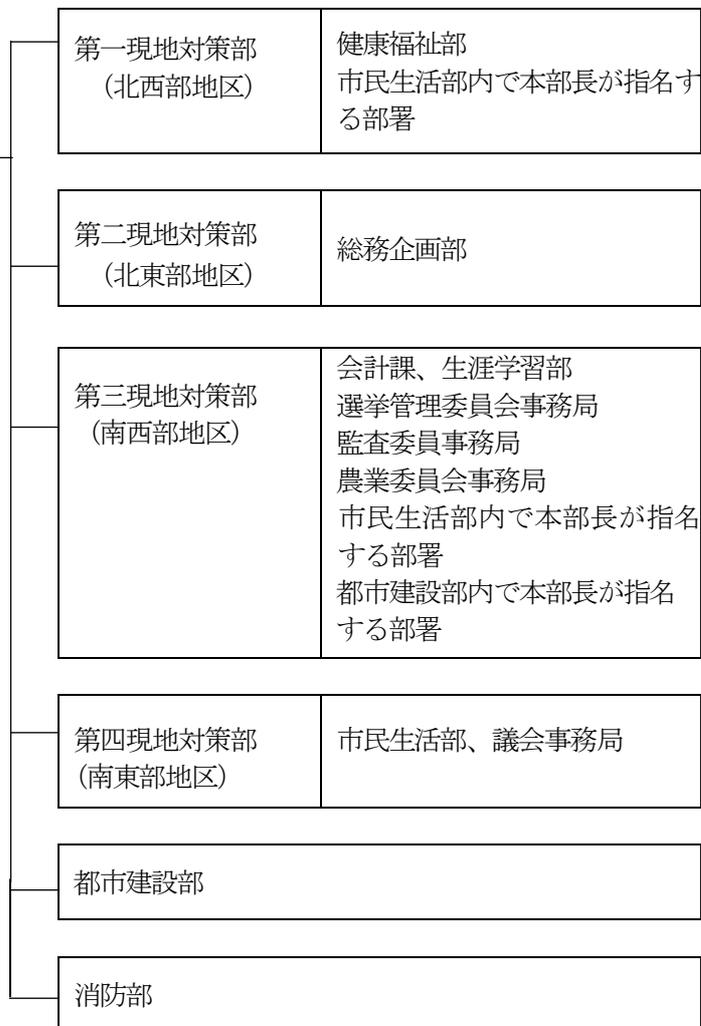
# 風 水 害 編 織 図 1

## 災 害 対 策 本 部 組 織 図 1

### 第 1・第 2 配 備 体 制

本 部 会 議	本 部 長	市 長
	副 本 部 長	副 市 長
	本 部 員	市民生活部長 都市建設部長 各現地対策部長 消 防 部 長

本 部 事 務 局	事 務 局 長	市民生活部次長
	事 務 局 次 長	安全対策課長 総務課行政室長
	事 務 局 員	安全対策課員 総務課行政室員 本部長が指名する者



## 風水害編

## 災害対策本部事務分掌

第1・第2配備体制	
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務
本部長 (市長)	1 防災会議・本部会議の議長となること 2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること 6 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと
副本部長 (副市長)	1 本部長が不在若しくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと 3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること 4 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと
本部員 (市民生活部長 都市建設部長 各現地対策部長 消防部長)	1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める 4 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと

市域を4地区に分割し、各部の構成は、次のとおりとする。都市建設部、消防部は市内全域を担当する。

主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線と主要地方道船橋我孫子線が交差する点を中心に、北西部地区を第一現地対策部、北東部地区を第二現地対策部、南西部地区を第三現地対策部、南東部地区を第四現地対策部とする。

都市建設部及び消防部については、市全域を活動区域とする。

部 名	部 長	副 部 長	本部連絡員	班 長 及 び 部 員
第一現地対策部 北西部地区	健康福祉部長	健康福祉部次長	第一現地対策部長 の指名した者	1班 第一現地対策部長 2班 第一現地対策部長 3班 第一現地対策部長 の指名した者
第二現地対策部 北東部地区	総務企画部長	総務企画部次長	第二現地対策部長 の指名した者	1班 第二現地対策部長 2班 第二現地対策部長 3班 第二現地対策部長 の指名した者
第三現地対策部 南西部地区	会計管理者	生涯学習部長	第三現地対策部長 の指名した者	1班 第三現地対策部長 2班 第三現地対策部長 3班 第三現地対策部長 の指名した者
第四現地対策部 南東部地区	議会事務局長	部長の指名した者	第四現地対策部長 の指名した者	1班 第四現地対策部長 2班 第四現地対策部長 3班 第四現地対策部長 の指名した者
都市建設部	都市建設部長	都市建設部次長	都市建設部長 の指名した者	1班 都市建設部長 2班 都市建設部長 の指名した者
消防部	消防長	消防本部次長	消防部長 の指名した者	別途消防の計画による

## 事務局の構成

担 当	事 務 分 掌
庶 務 担 当	1 命令の伝達及び情報の連絡に関すること 2 気象情報の収集に関すること 3 鎌ヶ谷市建設業協会等への委託に関すること 4 千葉県、鎌ヶ谷警察署他防災関係機関との連絡調整に関すること 5 避難所の開設に関すること 6 被災証明書の発行に関すること 7 各部・各現地対策部との調整に関すること 8 その他庶務に関すること
情 報 処 理 担 当	1 電話応対に関すること 2 情報整理に関すること 3 被害の取りまとめに関すること
救 護 担 当	1 避難者及び水害応急対策部員の救護に関すること
廃 棄 物 処 理 担 当	1 廃棄物処理に関すること 2 し尿処理に関すること
調 達 担 当	1 避難者の応急食料、飲料水、寝具、日用品及び生活必需品の調達及び配給に関すること 2 水害応急対策部員の応急給食の調達に関すること
記 録 担 当	1 水害記録写真の撮影及び収集に関すること
無 線 担 当	1 鎌ヶ谷市防災行政無線の運用統制に関すること

部員は、各部を構成する部室局等に所属する職員の中から部長が指名した職員をもって充てる。但し、本部事務局員及び本部長より指名された者を除く。

部	事 務 分 掌
本 部 連 絡 員	本部事務局に参集し、本部事務局及び各部との連絡調整及び報告を行う
各 現 地 対 策 部	1 部員の動員その他部内庶務 2 水害の予防 3 被害の軽減その他危険防止等の応急処理 4 被災者の避難誘導 5 排水作業 6 防疫及び廃棄物の処理（ゴミ・し尿） 7 他部の応援 8 被害調査及び活動報告 9 その他応急対策上必要な事項
都 市 建 設 部	1 部員の動員その他庶務 2 道路、水路、河川、橋梁、公園及び崖地の警戒、点検 3 道路、水路、河川、橋梁、公園及び崖地の応急処理 4 道路封鎖の決定及び管理 5 崖地付近世帯の避難誘導 6 担当工事現場の警戒、点検及び応急処理 7 他部の応援 8 被害調査及び活動報告 9 その他応急対策上必要な事項
消 防 部	1 雨量等の観測及び報告 2 広報活動 3 危険防止等応急処理 4 活動報告 5 その他応急対策上必要な事項





# 災 害 対 策 本 部 事 務 分 掌

## 第 3 配 備 体 制

災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務
本部長 (市長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議、本部会議の議長となること</li> <li>2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと</li> <li>3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと</li> <li>4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>5 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること</li> <li>6 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと</li> </ol>
副本部長 (副市長) (教育長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が不在若しくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li> <li>2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと</li> <li>3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること</li> <li>4 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと</li> </ol>
本 部 員 (会計管理者、総務 企画部長、市民生活部 長、健康福祉部長、 都市建設部長、生涯学 習部長、議会事務局 長、消防長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること</li> <li>2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>3 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める</li> <li>4 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと</li> </ol>

事 務 局	事 務 分 掌
局長 (市民生活部次長) 次長 (安全対策課長) (総務課行政室長) 局員 (安全対策課員) (総務課行政室員) (本部長が指名する 者)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び廃止に関すること</li> <li>2 本部会議に関すること</li> <li>3 本部長の指示命令の伝達に関すること</li> <li>4 気象情報等の収集に関すること</li> <li>5 関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>6 県への被害報告に関すること</li> <li>7 自衛隊への災害派遣要請に関すること</li> <li>8 千葉県防災行政無線及び鎌ヶ谷市防災行政無線（移動系）の運用に関すること</li> <li>9 被害情報、応急対策情報の収集及びとりまとめに関すること</li> <li>10 警戒区域の設定及び避難勧告、指示に関すること</li> <li>11 避難所開設の指示に関すること</li> <li>12 防災行政無線（固定系）に関すること</li> <li>13 災害救助法に関すること</li> <li>14 その他、災害対策全体の総括に関すること</li> </ol>

市域を6分割にし被害状況に応じた対応を実施する。

部(部長)	班(班長)	事務分掌
総務企画部 (総務企画部長)	総務企画1班 (総務課長)	1 職員の動員状況の把握に関する事 2 災害対策従事者の給食、物資の支給に関する事 3 応援派遣団体等の受け入れ、連絡に関する事 4 応援活動団体等の宿泊、活動支援に関する事 5 ボランティア活動の支援に関する事 6 災害時の応急財政措置に関する事 7 国、県等の補助金に関する事 8 食料、物資、飲料水の調達、管理、輸送に関する事 9 その他部内外の応援に関する事
	総務企画2班 (企画財政課長)	
	秘書広報班 (秘書広報課長)	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞い及び視察者の接遇に関する事 3 報道機関への対応に関する事 4 災害記録写真の撮影収集に関する事 5 災害広報に関する事 6 その他部内外の応援に関する事
	総務企画3班 (契約管財課長)	1 庁舎の保安全管理に関する事 2 庁舎の機能確保に関する事 3 庁用車の管理及び配車に関する事 4 車両の確保に関する事 5 燃料の確保に関する事 6 その他部内外の応援に関する事
	調査1班 (課税課長)	1 被害状況の調査・把握に関する事 2 被災住家の調査及びとりまとめに関する事 3 被災証明の発行に関する事 4 その他部内外の応援に関する事
調査2班 (収税課長)		
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活1班 (市民課長)	1 災害時の市民相談窓口の開設に関する事 2 被災者相談、各種申請等に関する事 3 被災者の意見、要望等の聴取に関する事 4 その他部内外の応援に関する事
	市民生活2班 (保険年金課長)	
	清掃班 (クリーン推進課長)	1 被災地及び避難所の廃棄物(ごみ・し尿)の収集運搬、処理に関する事 2 収集運搬委託業者の指導及び連絡調整に関する事 3 清掃施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事 4 死亡獣蓄に関する事 5 その他部内外の応援に関する事
	動物保護班 (環境課長)	1 放浪動物の保護に関する事 2 死亡獣蓄の対策支援に関する事 3 その他部内外の応援に関する事

部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌
市民生活部 (市民生活部長)	経済1班 (農業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の受入れ、管理の支援に関すること</li> <li>2 災害対策における農業関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること</li> <li>3 農業関係の被害状況調査及び報告に関すること</li> <li>4 農業関係の応急対策に関すること</li> <li>5 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
	経済2班 (商工振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の受入れ、管理の支援に関すること</li> <li>2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関すること</li> <li>3 商工業関係の被害状況調査及び保安全管理に関すること</li> <li>4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関すること</li> <li>5 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
	市民生活3班 (市民活動推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会への対応に関すること</li> <li>2 コミュニティセンターの被害状況調査及び保安全管理に関すること</li> <li>3 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉1班 (社会福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の情報収集、照会に関すること</li> <li>2 遺体の収容、処理、埋葬に関すること</li> <li>3 日本赤十字社との連絡調整に関すること</li> <li>4 被災者生活再建支援法に関すること</li> <li>5 災害見舞金等の支給に関すること</li> <li>6 被災者の応急仮設住宅の入居の選考に関すること</li> <li>7 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
	健康福祉2班 (障がい福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設入所者の安全確保に関すること</li> <li>2 災害時要援護者の支援に関すること</li> <li>3 福祉施設の被害状況調査及び保安全管理に関すること</li> <li>4 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
	避難所支援班 (こども課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児の安全確保に関すること</li> <li>2 保育施設の被害状況調査及び保安全管理に関すること</li> <li>3 避難所における食料、飲料水、物資の供給に関すること</li> <li>4 避難所における災害時要援護者等の支援に関すること</li> <li>5 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
	高齢者福祉班 (高齢者支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設入所者の安全確保に関すること</li> <li>2 福祉施設の被害状況調査及び保安全管理に関すること</li> <li>3 災害時要援護者の支援に関すること</li> <li>4 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>
	衛生医療班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急医療及び助産に関すること</li> <li>2 医薬品、医療用資機材の調達に関すること</li> <li>3 医師会、医療機関等との連絡調整に関すること</li> <li>4 被災地及び避難所の防疫活動に関すること</li> <li>5 被災者の健康管理及び精神ケアに関すること</li> <li>6 医療情報の収集及び提供に関すること</li> <li>7 その他部内外の応援に関すること</li> </ol>

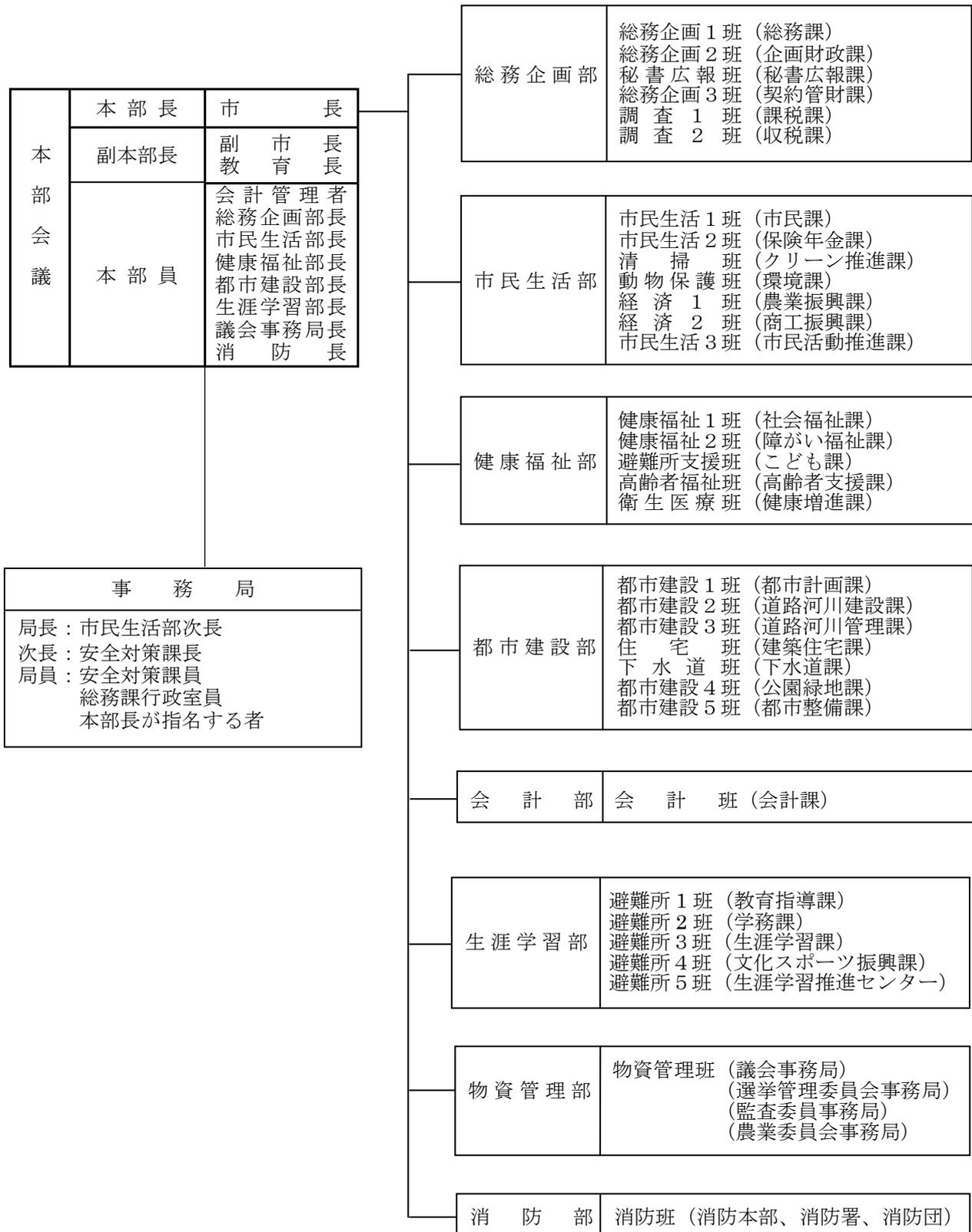
部（部長）	班（班長）	事 務 分 掌
都市建設部 （都市建設部 長）	都市建設 1 班 （都市計画課長）	1 被災宅地危険度判定に関すること 2 住宅班の活動支援に関すること 3 救出活動の支援に関すること 4 その他部内外の応援に関すること
	都市建設 2 班 （道路河川建設課長）	1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び 危険防止措置、応急復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 交通規制に関すること
	都市建設 3 班 （道路河川管理課長）	4 建設業者の協力要請に関すること 5 救出活動の支援に関すること 6 その他部内外の応援に関すること
	住宅班 （建築住宅課長）	1 応急仮設住宅に関すること 2 被災住宅の応急修理に関すること 3 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること 4 急傾斜地の安全対策に関すること 5 擁壁等危険箇所の安全確保に関すること 6 被災者の市営住宅の入居に関すること 7 住宅資金等の貸付けに関すること 8 その他被災者の住宅対策に関すること 9 その他部内外の応援に関すること
	下水道班 （下水道課長）	1 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 その他部内外の応援に関すること
	都市建設 4 班 （公園緑地課長）	1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び 危険防止措置、応急復旧に関すること 2 障害物の除去に関すること 3 交通規制に関すること
	都市建設 5 班 （都市整備課長）	4 建設業者の協力要請に関すること 5 救出活動の支援に関すること 6 その他部内外の応援に関すること
会計部 （会計管理者）	会計班 （会計課長）	1 災害関係経費の経理に関すること 2 その他部外の応援に関すること
生涯学習部 （生涯学習部 長）	避難所 1 班 （教育指導課長）	1 避難所の開設、運営に関すること 2 園児、児童、生徒の安全確保に関すること 3 応急教育に関すること 4 学用品の給与に関すること
	避難所 2 班 （学務課長）	5 教育施設の被害状況調査及び保安全管理に関すること 6 学校給食センターの被害状況調査に関すること 7 炊き出しに関すること 8 その他部内外の応援に関すること

部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌
生涯学習部 (生涯学習部 長)	避難所 3 班 (生涯学習課長)	1 避難所の開設、運営に関する事 2 その他部内外の応援に関する事
	避難所 4 班 (文化スポーツ振興 課長)	1 避難所の開設、運営に関する事 2 文化財の被害状況調査及び保護に関する事 3 体育施設の被害状況調査及び保護に関する事 4 郷土資料館の被害状況調査及び保全管理に関する事 5 救援物資の受入れ、管理に関する事 6 その他部内外の応援に関する事
	避難所 5 班 (生涯学習推進センタ ー所長)	1 避難所の開設、運営に関する事 2 学習センターの被害状況調査及び保全管理に関する事 3 図書館施設の被害状況調査及び保全管理に関する事 4 その他部内外の応援に関する事
物資管理部 (議会事務局 長)	物資管理班 (議会事務局次長)	1 救援物資の受入れ、管理に関する事 2 議員、委員の対応に関する事 3 その他部外の応援に関する事
消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	1 消防通信の運用及び通信統制に関する事 2 消防職員、消防団員の召集及び参集状況の確認に関する 事 3 災害警戒及び災害の危険防止措置に関する事 4 警戒区域、避難勧告・指示の伝達及び広報に関する事 5 消火・救急・救助の活動に関する事 6 災害情報の収集に関する事 7 消防相互応援に関する事 8 消防用資機材の調達、補給及び管理に関する事 9 その他部外の応援に関する事

# 震 災 編

## 災 害 対 策 本 部 組 織 図

### 第 1 ・ 第 2 配 備 体 制



# 震 災 編 務 分 掌

## 災 害 対 策 本 部 事 務 分 掌

第 1・第 2 配 備 体 制	
事 務 局	事 務 分 掌
局長 (市民生活部次長) 次長 (安全対策課長) (総務課行政室長) 局員 (安全対策課員) (総務課行政室員) (本部長が指名する者)	1 本部の設置及び廃止に関すること 2 本部会議に関すること 3 本部長の指示命令の伝達に関すること 4 地震情報等の収集に関すること 5 関係機関との連絡調整に関すること 6 県への被害報告に関すること 7 自衛隊への災害派遣要請に関すること 8 千葉県防災行政無線及び鎌ヶ谷市防災行政無線(移動系)の運用に関すること 9 被害情報、応急対策情報の収集及びとりまとめに関すること 10 警戒区域の設定及び避難勧告、指示に関すること 11 避難所開設の指示に関すること 12 防災行政無線(固定系)に関すること 13 災害救助法に関すること 14 その他、災害対策全体の総括に関すること
災害対策本部の職 (平常時の職名)	主 な 職 務
本部長 (市長)	1 防災会議、本部会議の議長となること 2 避難の勧告・指示、警戒区域の設定を行うこと 3 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと 4 その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること 5 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること 6 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと
副本部長 (副市長) (教育長)	1 本部長が不在若しくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと 3 本部長が適宜休養をとれるよう、本部長の交替要員となること 4 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと
本 部 員 (会計管理者、総務 企画部長、市民生活 部長、健康福祉部長、 都市建設部長、生涯 学習部長、議会事務 局長、消防長)	1 部長として、担当部の職員を指揮監督すること 2 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること 3 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。 4 事務局に在席若しくは所在を明らかにしておくこと

## 資料 5

部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌
総務企画部 (総務企画部長)	総務企画 1 班 (総務課長)	1 職員の動員状況の把握に関する こと	1 職員の動員状況の把握に関する こと 2 災害対策従事者の給食、物資の支給に関する こと 3 応援派遣団体等の受け入れ、連絡に関する こと 4 応援活動団体等の宿泊、活動支援に関する こと
	総務企画 2 班 (企画財政課長)	2 本部長の秘書に関する こと 3 被災者への広報に関する こと	5 ボランティア活動の支援に関する こと 6 災害時の応急財政措置に関する こと 7 国、県等の補助金に関する こと 8 食料、物資、飲料水の調達、管理、輸送に関する こと 9 その他部内外の応援に関する こと
	秘書広報班 (秘書広報課長)	4 庁舎の機能確保に関する こと 5 庁用車の管理及び配車に関する こと	1 本部長、副本部長の秘書に関する こと 2 災害見舞い及び視察者の接遇に関する こと 3 報道機関への対応に関する こと 4 災害記録写真の撮影収集に関する こと 5 災害広報に関する こと 6 その他部内外の応援に関する こと
	総務企画 3 班 (契約管財課長)	6 被害状況の把握に関する こと	1 庁舎の保全管理に関する こと 2 庁舎の機能確保に関する こと 3 庁用車の管理及び配車に関する こと 4 車両の確保に関する こと 5 燃料の確保に関する こと 6 その他部内外の応援に関する こと
	調査 1 班 (課税課長)		1 被害状況の調査・把握に関する こと 2 被災住家の調査及びとりまとめに関する こと 3 被災証明の発行に関する こと
	調査 2 班 (収税課長)		4 その他部内外の応援に関する こと
市民生活部 (市民生活部長)	市民生活 1 班 (市民課長)	1 仮設トイレ等対策に関する こと	1 災害時の市民相談窓口の開設に関する こと 2 被災者相談、各種申請等に関する こと 3 被災者の意見、要望等の聴取に関する こと 4 その他部内外の応援に関する こと
	市民生活 2 班 (保険年金課長)	2 清掃施設の被害調査に関する こと	
	清掃班 (クリーン推進課長)	3 避難者収容の応援に関する こと 4 備蓄物資の供給に関する こと	1 被災地及び避難所の廃棄物(ごみ・し尿)の収集運搬、 処理に関する こと 2 収集運搬委託業者の指導及び連絡調整に関する こと 3 清掃施設の被害状況調査及び保全管理に関する こと 4 死亡獣蓄に関する こと 5 その他部内外の応援に関する こと
	動物保護班 (環境課長)		1 放浪動物の保護に関する こと 2 死亡獣蓄の対策支援に関する こと 3 その他部内外の応援に関する こと

部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌
市民生活 部 (市民生活 部長)	経済1班 (農業振興課 長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の受入れ、管理の支援に関する事</li> <li>2 災害対策における農業関係者への協力要請等、連絡、調整に関する事</li> <li>3 農業関係の被害状況調査及び報告に関する事</li> <li>4 農業関係の応急対策に関する事</li> <li>5 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	経済2班 (商工振興課 長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の受入れ、管理の支援に関する事</li> <li>2 災害対策における商工関係者への協力要請等、連絡、調整に関する事</li> <li>3 商工業関係の被害状況調査及び保安全管理に関する事</li> <li>4 被災商工業者に対する災害資金の貸付けに関する事</li> <li>5 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	市民生活3班 (市民活動推 進課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会への対応に関する事</li> <li>2 コミュニティセンターの被害状況調査及び保安全管理に関する事</li> <li>3 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
健康福祉 部 (健康福 祉部長)	健康福祉1班 (社会福祉課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の情報収集に関する事</li> <li>2 遺体の収容、処理に関する事</li> <li>3 応急医療活動に関する事</li> <li>4 災害時要援護者の保護に関する事</li> <li>5 避難者の収容に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の情報収集、照会に関する事</li> <li>2 遺体の収容、処理、埋葬に関する事</li> <li>3 日本赤十字社との連絡調整に関する事</li> <li>4 被災者生活再建支援法に関する事</li> <li>5 災害見舞金等の支給に関する事</li> <li>6 被災者の応急仮設住宅の入居の選考に関する事</li> <li>7 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	健康福祉2班 (障がい福祉 課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設入所者の安全確保に関する事</li> <li>2 災害時要援護者の支援に関する事</li> <li>3 福祉施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事</li> <li>4 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	避難所支援班 (こども課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児の安全確保に関する事</li> <li>2 保育施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事</li> <li>3 避難所における食料、飲料水、物資の供給に関する事</li> <li>4 避難所における災害時要援護者の支援に関する事</li> <li>5 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	高齢者福祉班 (高齢者支援 課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設入所者の安全確保に関する事</li> <li>2 福祉施設の被害状況調査及び保安全管理に関する事</li> <li>3 災害時要援護者の支援に関する事</li> <li>4 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	衛生医療班 (健康増進課 長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急医療及び助産に関する事</li> <li>2 医薬品、医療用資機材の調達に関する事</li> <li>3 医師会、医療機関等との連絡調整に関する事</li> <li>4 被災地及び避難所の防疫活動に関する事</li> <li>5 被災者の健康管理及び精神ケアに関する事</li> <li>6 医療情報の収集及び提供に関する事</li> <li>7 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>

## 資料 5

部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌
都市建設部 (都市建設部長)	都市建設 1 班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、水路、河川、橋りょう、公園、下水道施設、の被害調査及び危険防止措置に関する事</li> <li>2 障害物の除去に関する事</li> <li>3 建設業者の協力要請に関する事</li> <li>4 救出活動の支援に関する事</li> <li>5 指定避難所建築物の応急危険度判定について</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災宅地危険度判定に関する事</li> <li>2 住宅班の活動支援に関する事</li> <li>3 救出活動の支援に関する事</li> <li>4 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	都市建設 2 班 (道路河川建設課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関する事</li> <li>2 障害物の除去に関する事</li> <li>3 交通規制に関する事</li> <li>4 建設業者の協力要請に関する事</li> <li>5 救出活動の支援に関する事</li> <li>6 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	都市建設 3 班 (道路河川管理課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>2 応急仮設住宅に関する事</li> <li>3 被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>4 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関する事</li> <li>5 急傾斜地の安全対策に関する事</li> <li>6 擁壁等危険箇所の安全確保に関する事</li> <li>7 被災者の市営住宅の入居に関する事</li> <li>8 住宅資金等の貸付けに関する事</li> <li>9 その他被災者の住宅対策に関する事</li> <li>10 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	住宅班 (建築住宅課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>2 応急仮設住宅に関する事</li> <li>3 被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>4 市営住宅の被害状況調査及び応急修理に関する事</li> <li>5 急傾斜地の安全対策に関する事</li> <li>6 擁壁等危険箇所の安全確保に関する事</li> <li>7 被災者の市営住宅の入居に関する事</li> <li>8 住宅資金等の貸付けに関する事</li> <li>9 その他被災者の住宅対策に関する事</li> <li>10 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	下水道班 (下水道課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	都市建設 4 班 (公園緑地課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関する事</li> <li>2 障害物の除去に関する事</li> <li>3 交通規制に関する事</li> <li>4 建設業者の協力要請に関する事</li> <li>5 救出活動の支援に関する事</li> <li>6 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
	都市建設 5 班 (都市整備課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、水路、河川、橋梁、公園施設等の被害状況の調査及び危険防止措置、応急復旧に関する事</li> <li>2 障害物の除去に関する事</li> <li>3 交通規制に関する事</li> <li>4 建設業者の協力要請に関する事</li> <li>5 救出活動の支援に関する事</li> <li>6 その他部内外の応援に関する事</li> </ol>
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄品の供給に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係経費の経理に関する事</li> <li>2 その他部外の応援に関する事</li> </ol>

## 資料 5

部 (部長)	班 (班長)	初動期事務分掌	災害対策本部事務分掌
生涯学習部 (生涯学習部長)	避難所 1 班 (教育指導課長)	1 避難所の開設に関する こと 2 避難者の収容に関する こと	1 避難所の開設、運営に関する こと 2 園児、児童、生徒の安全確保 に関する こと 3 応急教育に関する こと 4 学用品の給与に関する こと 5 教育施設の被害状況調査及び 保安全管理に関する こと 6 学校給食センターの被害状況 調査に関する こと 7 炊き出しに関する こと 8 その他部内外の応援に関する こと
	避難所 2 班 (学務課長)		1 避難所の開設、運営に関する こと 2 その他部内外の応援に関する こと
	避難所 3 班 (生涯学習課長)		1 避難所の開設、運営に関する こと 2 文化財の被害状況調査及び保 護に関する こと 3 体育施設の被害状況調査及び 保護に関する こと 4 郷土資料館の被害状況調査及 び保安全管理に関する こと 5 救援物資の受入れ、管理に 関する こと 6 その他部内外の応援に関する こと
	避難所 4 班 (文化スポーツ振興課長)		1 避難所の開設、運営に関する こと 2 学習センターの被害状況調査 及び保安全管理に関する こと 3 図書館施設の被害状況調査 及び保安全管理に関する こと 4 その他部内外の応援に関する こと
	避難所 5 班 (生涯学習推進センター所長)		1 救援物資の受入れ、管理に 関する こと 2 議員、委員の対応に関する こと 3 その他部外の応援に関する こと
物資管理部 (議会事務局長)	物資管理班 (議会事務局次長)	1 物資受入準備に関する こと	1 救援物資の受入れ、管理に 関する こと 2 議員、委員の対応に関する こと 3 その他部外の応援に関する こと
消防部 (消防長)	消防班 (警防課長)	1 消防通信の運用及び通信統 制に関する こと 2 消防職員、消防団員の召集 及び参集状況の確認に 関する こと 3 災害警戒及び災害の危険防 止措置に関する こと 4 警戒区域、避難勧告・指示 の伝達及び広報に 関する こと 5 消火・救急・救助の活動に 関する こと 6 災害情報の収集に関する こと 7 消防相互応援に関する こと 8 消防用資機材の調達、補給 及び管理に関する こと 9 その他部外の応援に関する こと	

災害対策本部の権限委任

第1・2 配備体制		第3 配備体制	
第1 順位	副本部長(副市長)	第1 順位	副本部長(副市長)
第2 順位	本部員(市民生活部長)	第2 順位	本部員(教育長)
第3 順位	本部員(都市建設部長)	第3 順位	本部員(市民生活部長)
第4 順位	本部員 (消防長)	第4 順位	本部員 (消防長)